

第十六号の三書式(第四十二条関係)

報 酬 支 払 簿

[illegible]

記載心得

- 1 給料は、歩合制によるときは、船員法第58条第1項の雇入契約に定める一定額を記載すること。
- 2 領収印は、これを得られないときは、受領書をもつて代えることができる。
- 3 船員が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。